

こども誰でも通園制度について

R 8年度スタート「子ども・子育て支援金制度」

- ☞ 少子化対策のための特定財源。
- ☞ 全世代・全経済主体から医療保険料と合わせて拠出される
- ☞ 子ども・子育て支援金の使い道（6つの項目以外には使うことができない仕組み）
 - ①児童手当（高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額）
 - ②妊婦のための支援給付（妊娠・出産時の10万円給付金）
 - ③こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付）
 - ④出生後休業支援給付（育児休業給付とあわせて手取り10割相当(最大28日間)）
 - ⑤育児時短就業給付（時短勤務中の賃金の10%支給）
 - ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置

23年12月決定

こども未来戦略MAP

23年4月～
42万円 ▶ 50万円

出産育児一時金

①-2

児童手当
拡充

裏面の2へ

④

10年生～12期以内での
同様の育児休業取得が条件
★育児給付の給付率 UP
手取り10割相当に
25年度開始へ

男性
取得
推進
休



子育て世帯へ
今後10年間で
30万戸確保

住宅
支援

公営住宅優先入居
民間住宅
ストック活用



時短勤務時の
賃金の10%
を支給

⑤

★時短
給付

裏面の3へ

フラット35の
金利引き下げも
24年2月開始

住宅支援でひろる子育て

保育士の
配置基準改正と
処遇改善も

③



働いていなくても
時間単位で通える

⑥

★自営業・フリーランス等の
育児期間の国民年金保険料免除

26年度開始へ

出産

伴走型相談
支援スタート

②

妊娠

★10万円相当の
経済的支援も

不安なことは
なんでも相談できる

産後
ケア

裏面の1へ



児童扶養
手当拡充

裏面の4へ

所得制限撤廃
第三子以降は
3万円に増額

拡大中

伴走型支援と家計の応援は、子育て期をしっかりカバー！

障害児等の
地域での
支援を強化

裏面の5へ

看護
休暇

小学校
入学



放課後
児童クラブ
拡充

こども・若者の
安全・安心な
居場所づくり

裏面の5へ

★こども誰でも
通園制度

裏面の1へ



大学
入学

多子世帯の
授業料等を無償化

24、25年度開始へ

大学等の授業料等
減免支援拡大

裏面の6へ

ひとり親等の
こどもへの
学習支援

裏面の4へ

①-1

24年10月開始へ

児童手当
延長★

裏面の2へ

中学校・
高校入学



医療費減等
負担軽減等

3.6兆円

UP

こども一人当たり
子育て支援 (GDP比) は
OECDトップ水準の約16%に

※OECDトップ水準のスウェーデンは15.4%

★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

各施策の詳細はこちら (こども未来庁公式HP)



こども誰でも通園制度について

○こども誰でも通園制度とは？

こどもにとって、快適で良質な成育環境を整えることで、全てのこどもたちの健やかな育ちを支援するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された制度。

対象者

保育所等に通っていない
0歳6ヶ月～満3歳未満の子ども

利用時間

月10時間の枠内で時間単位で
柔軟に利用可能

利用料金

1時間：300円（国の標準金額）

※世帯状況により減免制度があります

実施施設

保育園、認定こども園等

実施について意向を確認中

こども誰でも通園制度について

○こども誰でも通園制度を利用すると．．．

こどもにとって

- ・ 家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が体験できる。
- ・ 専門的な知識を持つ人がいる場で遊び等の経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり成長できる。
- ・ 年齢の近いこどもとの関わりにより、成長発達に資する豊かな経験ができる。

保護者にとって

- ・ 地域の子育て支援等につながる契機となり、様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が社会的資源を活用しやすくなる。
- ・ 専門的な知識を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながる。
- ・ 月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる。

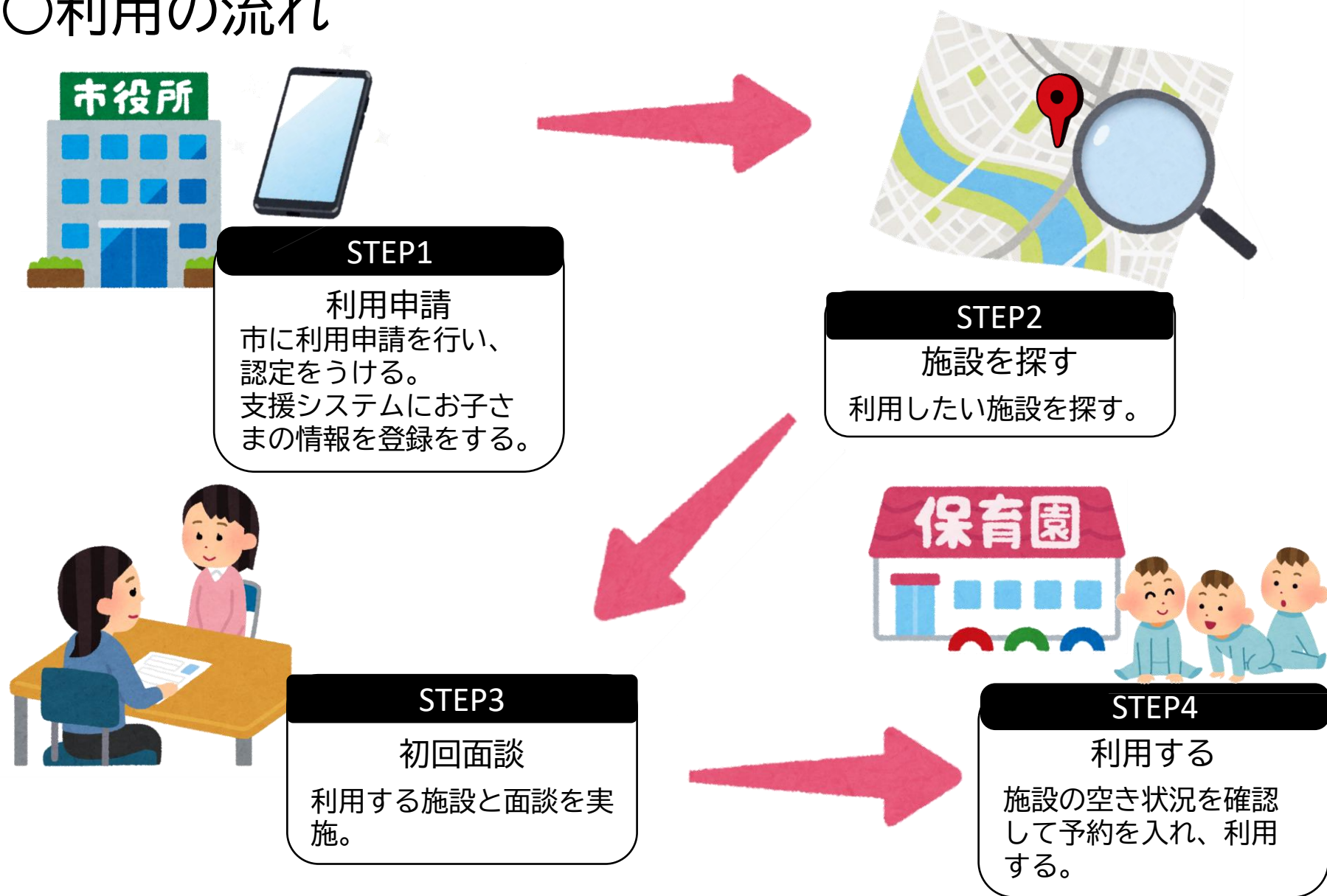
こども誰でも通園制度について

○一時預かりとの違いについて

比較項目	一時預かり事業	こども誰でも通園制度
主な目的	保護者のため (リフレッシュ、急病等)	こどものため (こどもの育ちの応援、発達促進)
利用の考え方	保護者のニーズに応じて、スポット的に利用	こどもの育ちの機会として、継続的な利用を想定
制度上の位置づけ	事業 (地域子ども・子育て支援事業)	給付(乳児等のための支援給付) ※令和8年度～
利用時間の上限	特に定めなし (自治体・施設が独自に設定)	月10時間まで(国の基準)
予約・管理	各施設で独自に対応	国の「総合支援システム」を活用

こども誰でも通園制度について

○利用の流れ



こども誰でも通園制度について

○今後の予定

令和7年度9月：法人立保育園等に説明＆実施希望調査

12月：関係条例提出

12月～2月：施設からの確認受付・審査開始

令和8年度 こども誰でも通園制度を本格実施